

■ **なんば広場の制度検討のための視点：事業収支の成立**

- ・広場運営に関する負担金を捻出し続けることは難しいため、事業収支が成立(赤字が出ない)することが必須

制度検討の前提条件

【課題1】
・地域環境保全活動にかかる費用負担が増大のため、一定の収益の確保が必要。



① 収入を確保するために、柔軟な道路空間活用ができる制度が必須

【課題2】
・なんば広場は路線価が高いため、9割減免でも占用料が高額となり、事業収支が厳しい。
→9割減免でも、面占用した場合は1億円を超える。



② 占用料を抑えるためのロジックが必要

■ 道路法の目的

道路は「交通」が主目的

(この法律の目的)

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

敷地外に余地がなく、
やむ負えない場合のみ物を設置できる

■ 道路占用：無余地性の基準

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

▶ 道路は「交通」が目的のため、
原則、モノを置いたり、イベントを実施したるすることはできない

■ 制度の比較

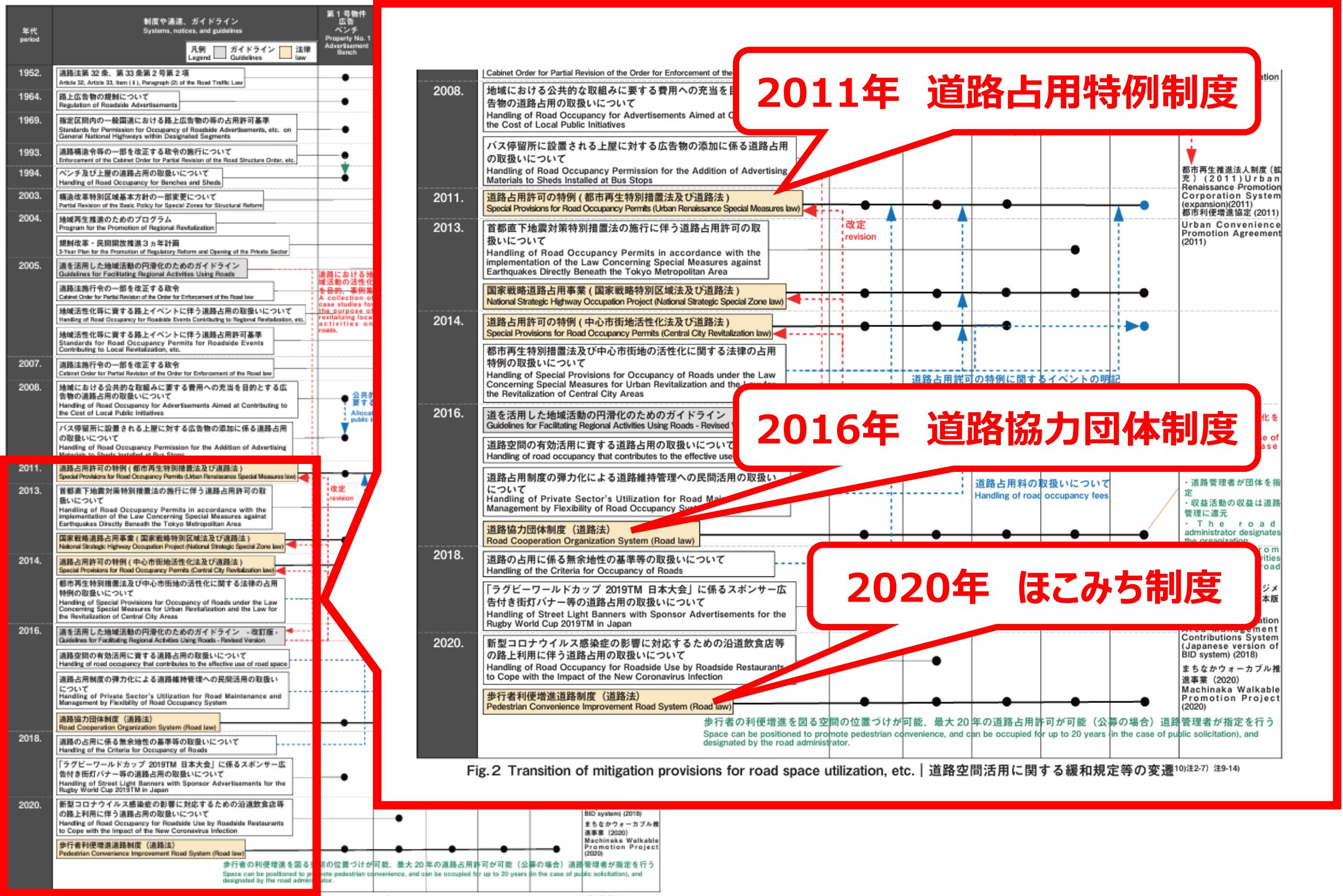


Fig.2 Transition of mitigation provisions for road space utilization, etc. | 道路空間活用に関する緩和規定等の変遷 (10)注2-7) 注9-14)

Fig.2 Transition of mitigation provisions for road space utilization, etc. | 道路空間活用に関する緩和規定等の変遷 (10)注2-7) 注9-14)

■ 制度の比較

占有期間が20年(公募の場合)と長く、収益用途の自由度が高い

占有料を免除をできる制度、収益用途は道路の維持管理活用に限られる

都心部の開発に伴う道路活用でよく利用されている

	ほこみち制度の占有特例	道路協力団体制度	都市再生整備計画道路占有特例制度
制度の趣旨 道路管理者の目線	道路に「賑わいを目的とした空間」を設定し、民間事業者による活用により、地域の賑わい創出する	道路の清掃・除草・植栽などの道路管理活動を行っている団体の活動資金の確保が目的	地方公共団体が計画へ位置付けることにより、道路活用を柔軟にし、まちのにぎわいや交流の場の創出し、都市の再生に貢献
占有許可基準	無余地性の基準を緩和	無余地性の基準を緩和	無余地性の基準を緩和
占有主体条件	なし	5年間の道路維持管理（清掃等）実績	都市再生推進法人 等
占有期間	最長5年（公募不要） 公募の場合は最長20年	最長5年 ※公募が必須	5年
設置物件	特例区域内では、看板・ベンチ・食事施設・自転車駐車器具などの歩行者利便増進施設等を無余地性にかかわらず許可を受けて設置することが可能（歩行者の利便の増進に資する物件）	活動区間内では、看板・ベンチ・食事施設・駐車場・駐輪場などの工作物等を道路管理者との協議により無余地性にかかわらず設置することが可能（道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する物件）	都市再生整備計画の区域内において道路管理者が指定した区域に設けられる広告塔等、食事施設等、自転車駐車器具の占有許可基準の特例制度。
占有料	原則9割減免	免除	9割減免
収益	制限なし	道路協力団体はその業務で得た収益を道路の管理業務として還元	制限なし

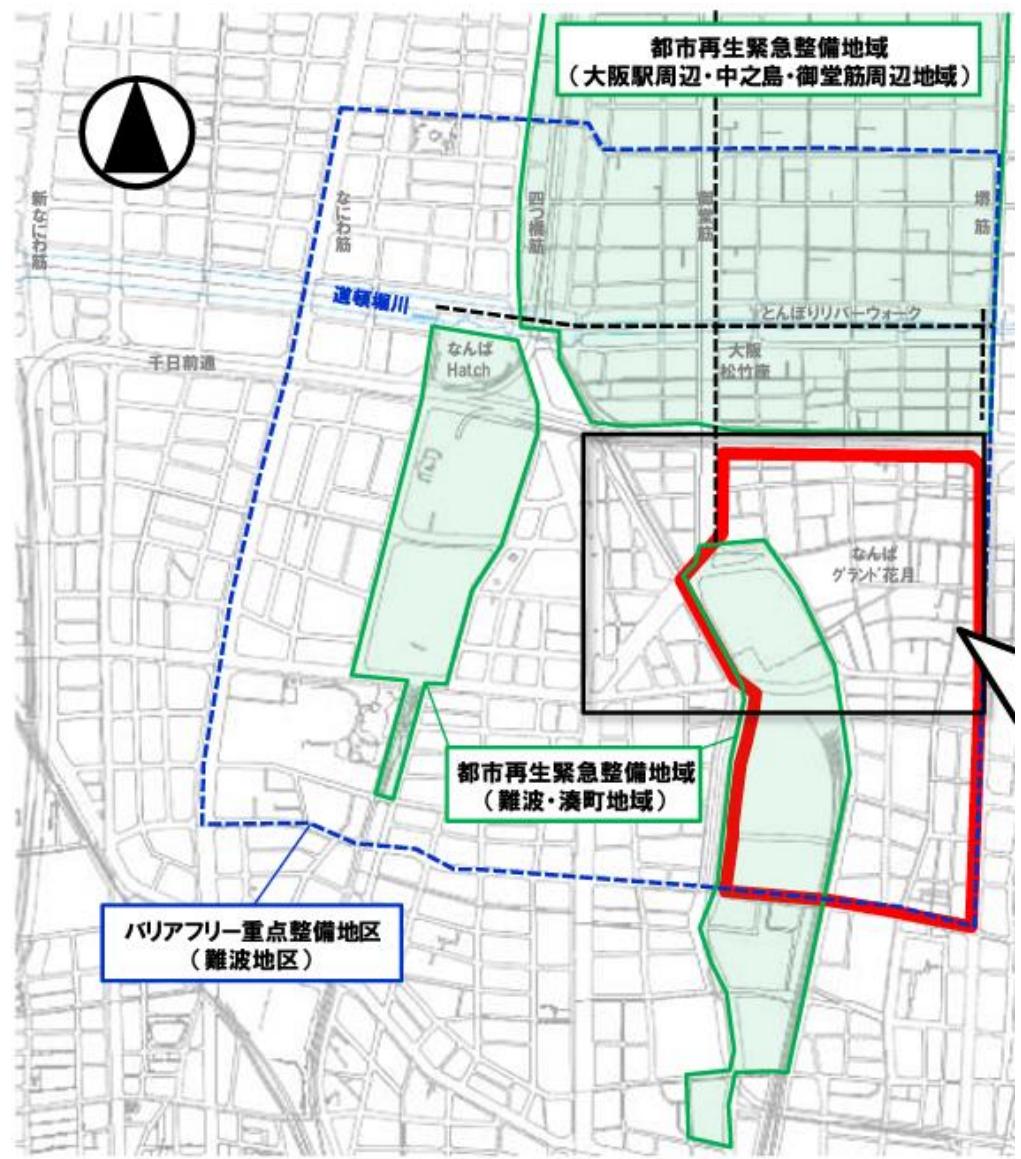
実質変わりなし

例：御堂筋

例：グランフロント大阪

■ 制度の比較

参考：なんば広場周辺の都市再生整備計画区域



凡 例	
	都市再生整備計画区域 40ha
	滞在快適性等向上区域 3.1ha
	基幹事業
	関連事業

■ 当初の適用制度（常設時）想定

・ 道路協力団体とほこみち制度を併用することで、占用料免除と柔軟な占用の両立を実現することを目指していた

道路占用・占用料減免のスキーム（ほこみち&道路協力団体の制度併用）

持続的地元運営のため必要なこと	占用料100%減免 (占用料がハードルになる場合)	柔軟な占用 道路上占用・収益確保 (広告&飲食等)
方法・制度	<p>①道路協力団体制度</p> <p>手続きが簡易 ※実績期間が必要</p>	<p>①特措法・道路占用特例</p> <p>収益の用途の制限はなし</p> <p>②道路法・道路協力団体制度</p> <p>2号（広告・飲食など）で得た収益は道路協力団体の業務（1号～6号）にすべて充てる・業務外は充当不可</p> <p>③道路法・ほこみち</p> <p>収益の用途の制限はなし 今後の占用物等のさらなる柔軟な運用が期待される</p>

2 制度は実質占用物の違いはない
賑わい→ほこみち、維持管理→道協団体という性格

この2つの制度の
組み合わせが有効！

課題点

- ①道路協力団体に基づく収益活動と支出活動、ほこみち制度に基づく収益活動と支出活動を設定する必要があり、横断的な収益の使い方が難しくなる。
- ②事業収支も制度毎に取りまとめる必要があり、事務作業が煩雑になる。

▶ 2つの制度を組み合わせることで、収益用途の自由度が下がるため、制度単独での適用を検討

WHAT IS HOKOMICHI

ほこみちとは

ほこみちは「歩行者利便増進道路」の愛称です。道路を歩行者にとって、もっと安心して歩ける、楽しく過ごせる「みち」にしたい、そんな願いを込めました。

どんな制度？

かんたんに言うと、道路を「通行」以外の目的で柔軟に利用できるようにする制度のこと。この制度によって道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可が柔軟に認められるようになります。制度を利用すると、たとえば、幅の広い歩道にオープンカフェやベンチなどを置いて、歩行者にとって便利でにぎわいあふれる空間を創り出すことができます。

※道路占用：道路にモノを設置し、継続して使うことを道路法では「占用」といいます。



POINT1



歩行者のためになるモノをおくことができる

ほこみち制度を適用する場所を決めることで、歩行者のためになるモノを歩道におくことができるようになります。地域の方々からほこみちの使い方を道路管理者に提案するなど、地域でストリートの魅力や可能性を話しあうきっかけにもなります。

POINT2



道路を占用する者を公募できる

道路を占用する者を公募し、その中からより良い提案を選定することができます。公募した場合、占用期間が最長20年間となり（通常は最長5年）、テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすくなります。

POINT3



占用料が減額される

通常、道路を占用する場合には占用料を支払う必要がありますが、ほこみち制度が適用された場所では、道路の維持管理の協力も行う場合、占用料が減額※されます。

※ 国道の場合、90%減額

(1) 制度概要

・ほこみち制度は、

- ① 歩行者利便増進道路を指定し、
- ② 指定道路内に歩行者利便増進区域(ほこみち区域)を設定することで、
- ③ 区域内の道路占用許可が柔軟に認められる(無余地性の基準が緩和される)制度である。

※無余地性の基準

・道路を占有する場合(道路上にモノを置いたりする場合)、**通常は道路の敷地外に余地がない場合に限り占有が認められる。**

■ なんば広場の現在の状況

- ① 歩行者利便増進道路：**指定済**
- ② 歩行者指定増進区域：**未指定**



(2) 占用できる項目 (設置できる内容)

・ほこみち区域内は、道路管理者・交通管理者と協議の元、下記の物件を設置できる。

➡イベント・オープンカフェ・可動式机椅子が設置可能になる

【1】 歩行者利便増進施設等の種類

・歩行者利便増進施設等は、歩行者の利便の増進に資する施設として定める以下のものです。

- ア、広告塔、看板
- イ、ベンチ、街灯
- ウ、標識、旗ざお、幕、アーチ
- エ、食事施設、購買施設
- オ、レンタサイクル用の自転車駐車器具
- カ、集会、展示会等、催しのために設けられるもの
- ク、広告塔、露店、商品置場、看板、旗ざお、幕、アーチ

広告

机・椅子

オープンカフェ
(滲み出し)

イベント

【2】 歩行者利便増進施設等の要件

・歩行者利便増進施設等の占用特例が適用されるためには、以下の全ての要件に該当する必要があります。

- ア、利便増進誘導区域内に設けられるものであること
- イ、歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となる清掃などの措置が講じられていること
- ウ、道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合すること



看板 (デジタルサイネージ) (新宿区)



ベンチ (神戸市)



食事施設
(すわろうテラス・札幌市)



看板
(三宮中央通り・神戸市)



自転車駐輪器具 (新潟市)

(3) 占用期間と占用料

- ・ほこみち事業者を決定する方法として①非公募、②公募の2種類ある。
- ・公募・非公募の違いは「占用期間」であり、公募の場合は最大20年、非公募の場合は最大5年となる。
- ・公募・非公募ともに、占用料は原則9割減免である。

①運営主体決定方法	公募	非公募
②期間	最大20年	最大5年
③占用料	原則、9割減免	

広場的に道路を活用している事例



市道若菜神戸駅線(通称:サンキタ通り) ー神戸市ー

概要	【路線名】：市道若菜神戸駅線	【歩行空間】：2.0m以上	R4.8時点
	【道路管理者】：神戸市	【車線数】：1	
	【指定日】：令和4年2月10日	【歩道の有効幅員】：4m～4.5m	
	【区間】：神戸市中央区加納町4丁目2番 ～北長狭通1丁目1番	【誘導区域の指定】：指定済み	
		【利便増進施設】：食事施設、看板	
		【占用料】：90%減額 (食事施設は、コロナ占用特例制度が終了するまでは免除)	

○位置図



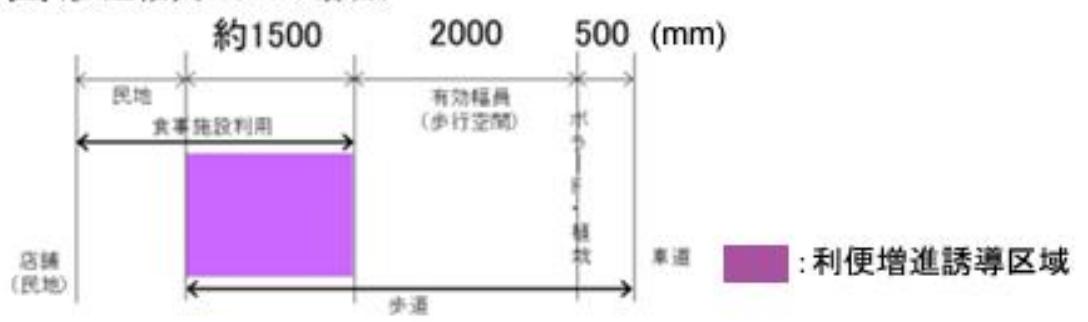
※背景地図:地理院地図(電子国土Web)より引用

橙色:歩行者利便増進道路

○写真



○横断図(歩道幅員4.5mの場合)



○取組状況

- ・食事スペースとしてテラス席を設置。
- ・歩道と車道の境界をフラットにしてゆったりと歩きやすい空間を整備。

全面歩道でのほこみち制度活用事例

市道春日深線(愛称:銀座通り)

—山梨県甲府市—

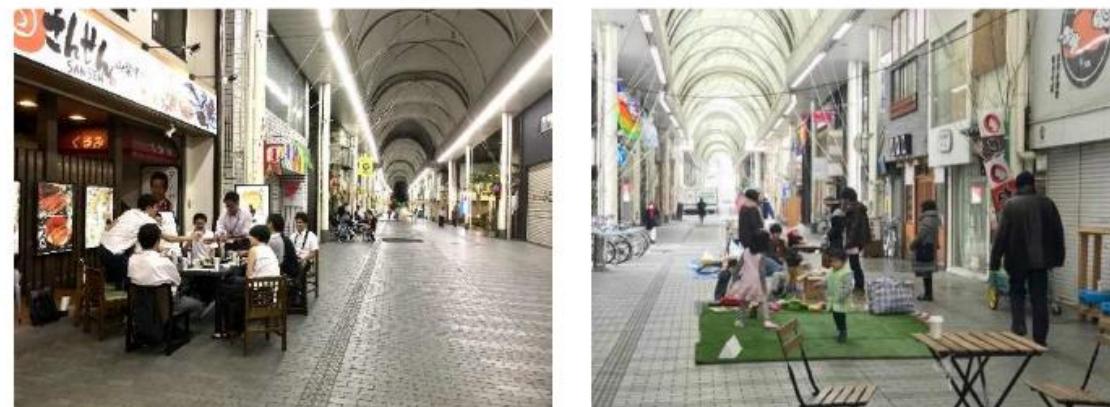


概要	【路線名】：市道春日深線	【歩行空間】：2.0m以上	R4.8時点
	【道路管理者】：甲府市	【車線数】：0	
	【指定日】：令和3年3月25日	【歩道の有効幅員】：7.2m～9.2m	
	【区間】：甲府市中央1丁目148-5 ～中央4丁目43-1	【誘導区域の指定】：指定済み	
		【利便増進施設】：未設置	
		【占用料】：90%減額 (コロナ占用特例制度が終了するまでは免除)	

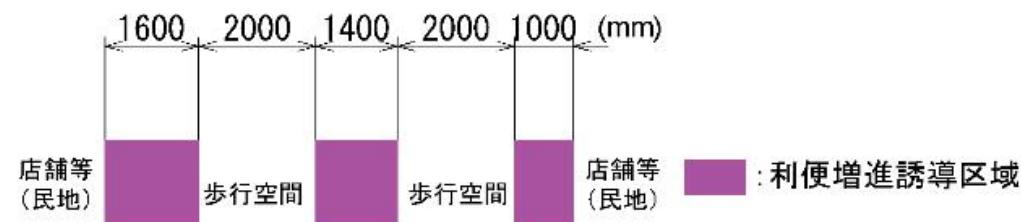
○位置図



○写真



○横断図(標準部)



○取組状況

・コロナ特例下で行っていたテラス営業において、参加店及び利用者から「開放的でよい」、「まちに賑わいが出る」等の意見があり、テラス営業を日常的に継続してもらいたいという要望を受け、誘導区域を指定。

ほこみち公募を実施した事例

**ほこみち公募を実施している事例は
全国で①姫路市(本事例)と②調布市のみ**



市道幹第1号線(愛称:大手前通り) ー兵庫県姫路市ー

概要	【路線名】：市道幹第1号線	【歩行空間】：3.9m以上	R4.8時点
	【道路管理者】：姫路市	【車線数】：4	
	【指定日】：令和3年2月12日	【歩道の有効幅員】：8.5m～14m	
	【区間】：姫路市西駅前町1番1 ～本町68番	【誘導区域の指定】：指定済み、公募占用	
		【利便増進施設】：椅子、テーブル、ベンチ、イベントスペース	
		【占用料】：90%減額	

○位置図



○写真



○横断面図



○取組状況

・公募により占用者を決定し、令和4年8月より占用開始

時間帯規制にほこみち区域を導入している事例

◇京都市：市道蛸薬師通（河原町蛸薬師商店街）

- ・河原町蛸薬師商店街において、商店街の更なる魅力の向上や賑わいづくりを持続可能なものとするため、「コロナ占用特例」を適用していた箇所をほこみちに指定（2023年2月）
- ・歩道のない道路であるが、交通規制（午後1時～午前5時）時間内に限り、路上でのテラス営業などを実施

なんさん通り南北の
北区間の参考事例

市道蛸薬師通（購買施設や看板の設置）



出典：京都市提供

横断面図

